

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

会社名	(電話)		本店の所在地					
代表者氏名			事業内容		取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番	取引金額の構成比	
課税時期	年 月 日						%	
直前期	自 年 月 日 至 年 月 日							
1. 株主及び評価方式の判定					納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。			
判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	①株式数(株式の種類)	②議決権数	③議決権割合(②/①)		株主の区分
		納税義務者		株	個	%		
								⑤の割合
								判定
					同族株主等(原則的評価方式等)			
					同族株主等以外の株主(配当還元方式)			
					「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(③の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。			
					2. 少数株式所有者の評価方式の判定			
					項目	判定内容		
					氏名			
					④役員	である〔原則的評価方式等〕・でない(次の⑤へ)		
					⑥納税義務者が中心となる同族株主	である〔原則的評価方式等〕・でない(次の⑦へ)		
					⑦納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式)・がない〔原則的評価方式等〕(氏名)		
					判定	原則的評価方式等 ・ 配当還元方式		
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					②	⑤	(②/①)	
筆頭株主グループの議決権の合計数					③	⑥	(③/①)	
評価会社の発行済株式又は議決権の総数				①	④	100		

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名 _____

平成三十年一月一日以降用

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

3. 会社の規模（Lの割合）の判定										
判 定 要 素	項 目		金 額		項 目		人 数			
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円		直前期末以前1年間 における従業員数		人		
	直前期末以前1年間 の取引金額		千円		[従業員数の内訳] [継続勤務従業員数] [継続勤務従業員以外の従業 員の労働時間の合計時間数] (時間) (人) + _____ 1,800時間					
判 定 基 準	① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				70人以上の会社は、大会社(㊸)及び(㊹)は不要					
					70人未満の会社は、(㊸)及び(㊹)により判定					
	② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分		
	総資産価額(帳簿価額)		従業員数		取引金額					
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上		大会社	
	4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	0.90	中	会
	20億円未満	15億円未満	15億円未満		30億円未満	20億円未満	15億円未満			
	2億円以上	2億5,000万円以上	2億5,000万円以上	20人超	3億5,000万円以上	2億5,000万円以上	2億円以上	0.75	社	社
	4億円未満	5億円未満	5億円未満	35人以下	7億円未満	5億円未満	4億円未満			
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60			
2億円未満	2億5,000万円未満	2億5,000万円未満	20人以下	3億5,000万円未満	2億5,000万円未満	2億円未満				
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満		小会社		
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、(㊸)欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と(㊹)欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。										
判 定	中 会 社				小 会 社		/			
	L の 割 合									
	0.90	0.75	0.60							
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項										

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社	判定要素						判定基準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当)・でない(非該当)											
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素															
	第4表の(㉞)の金額	第4表の(㉟)の金額	第4表の(㊱)の金額	第4表の(㊲)の金額	第4表の(㊳)の金額	第4表の(㊴)の金額	判定	該当	非該当										
	円	銭	円	円	銭	円													
		0			0														
2. 株式等保有特定会社	判定要素						判定基準	③の割合が50%以上である		③の割合が50%未満である									
	総資産価額(第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額(第5表の⑦の金額)		株式等保有割合(②/①)			判定		該当									
	① 千円		② 千円		③ %														
3. 土地保有特定会社	判定要素						判定基準												
	総資産価額(第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額(第5表の⑧の金額)		土地保有割合(⑤/④)		会社の規模の判定(該当する文字を○で囲んで表示します。)												
	④ 千円		⑤ 千円		⑥ %		大会社・中会社・小会社												
	判定基準		会社の規模		大会社		中会社		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)										
									・卸売業 20億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満								
									・小売・サービス業 15億円以上		・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満								
								・上記以外の業種 15億円以上		・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満									
		⑥の割合		70%以上		70%未満		90%以上		90%未満		70%以上		70%未満		90%以上		90%未満	
判定		該当		非該当		該当		非該当		該当		非該当		該当		非該当			
4. 開業後3年未満の会社等	判定要素		判定基準		課税時期において開業後3年未満である				課税時期において開業後3年未満でない										
	開業年月日		年月日		判定				該当				非該当						
(2)比準要素数0の会社等	直前期末を基とした判定要素						判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当)・でない(非該当)											
	第4表の(㉞)の金額		第4表の(㉟)の金額		第4表の(㊱)の金額			判定											
	円		銭		円		円												
		0																	
5. 開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判定										
	該当		非該当		該当		非該当		該当		非該当		非該当						
7. 特定の評価会社の判定結果	1. 比準要素数1の会社						2. 株式等保有特定会社												
	3. 土地保有特定会社						4. 開業後3年未満の会社等												
5. 開業前又は休業中の会社						6. 清算中の会社													
<p>〔 該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。 〕</p>																			

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額) ① 円	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額) 円 ②	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉔の記載がある場合のその金額) 円 ③			
	1株当たりの株式の価額の計算	区分	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額		
		大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)			円 ④		
		中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 Lの割合 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) Lの割合 (円×0.) + (円×(1-0.))			円 ⑤		
	小会社の株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) (①の金額 円×0.50) + (円×0.50) = 円			円 ⑥			
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額(④、⑤又は⑥) 1株当たりの配当金額 円- 円 銭			修正後の株式の価額 円 ⑦		
		課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 (④、⑤又は⑥(⑦)) (円+ 円× 株) ÷ (1株+ 株)			修正後の株式の価額 円 ⑧		
	2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額 千円 ⑨	直前期末の発行済株式数 株 ⑩	直前期末の自己株式数 株 ⑪	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨÷50円) 株 ⑫	1株当たりの資本金等の額 (⑨÷(⑩-⑪)) 円 ⑬
		直前2年	事業年度	⑭年配当金額 千円	⑮左のうち非経常的な配当金額 千円 ⑯	⑰差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮) 千円 ⑰	年平均配当金額 千円 ⑱ (⑰+⑯)÷2	
			直前期	千円	千円 ⑲	千円	千円	
直前々期			千円	千円 ⑳	千円	千円		
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑱) ⑲の株式数 ⑳		株 = 円 銭		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
配当還元価額	⑳の金額 ㉑の金額 ㉒		㉓ 円		㉔の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。			
3. 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)			円 銭 ㉕	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)		
	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は⑳)の金額 割当株式1株当たりの払込金額 円- 円			円 ㉖			株式の評価額 円
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は⑳)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			円 ㉗			株式に関する権利の評価額 円 銭
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は⑳)の金額			円 ㉘			

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 _____

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 資産及び負債の金額 (課税時期現在)							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
合 計	①	②		合 計	③	④	
株式等の価額の合計額	㊷	㊸		/			
土地等の価額の合計額	㊹						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㊺	㊻					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤	千円		課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨	千円	
帳簿価額による純資産価額 ((②+㊺-㊻)-④)、マイナスの場合は0)	⑥	千円		課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数)	⑩	株	
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥、マイナスの場合は0)	⑦	千円		課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪	円	
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧	千円		同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の割合)が50% 以下の場合 (⑪×80%)	⑫	円	

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉔の記載がある場合のその金額)	
			① 円	② 円	③ 円	
	1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額
		比準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ②の金額(③の金額があるときは③の金額) (①の金額 円×0.25) + (円×0.75) = 円			④ 円
		株式等保有特定会社の株式	(第8表の㉕の金額)			⑤ 円
		土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥ 円
開業後3年未満の会社等の株式		(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦ 円	
開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧ 円		
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧)	1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額 ⑨ 円		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧(⑨があるときは⑨))	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	修正後の株式の価額 ⑩ 円
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	直前期末の自己株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑪÷(⑫-⑬)) ⑮ 円
	直前の期配当金	⑯ 年配当金額 千円	⑰ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑱ 差引経常的な年配当金額 (⑯-⑰) 千円	年平均配当金額 千円	⑲ (⑱+⑳)÷2
	直前々期	千円	千円	千円	千円	
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑲) ⑭の株式数 ⑳ 千円 ÷ 株 = 円 銭				この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。
配当還元価額	⑳の金額 ⑮の金額 ㉑ 円 銭 × 50円 = 円			㉒ 円	㉒の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	
3. 株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)			㉓ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)
	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額 割当株式1株当たりの払込金額 円 - 円			㉔ 円	
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			㉕ 円	
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額			㉖ 円	
		株式の評価額		円	株式に関する権利の評価額	円 銭

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. 受取配当金等 收受割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金等收受割合 (⑦÷(⑧+⑨))					
		受取配当金等の額	千円	千円	千円	※小数点以下3位未満切り捨て					
		営業利益の金額	千円	千円	千円						
	S1 ⑩-⑪の金額	1株(50円)当たりの年 配当金額(第4表の⑩)	受取配当金等收受割合 (⑦)		⑩の金額 (③×⑦)	⑩-⑪の金額 (③-⑪)					
		⑪ 円 銭 0			⑫ 円 銭 0	⑬ 円 銭 0					
	⑫-⑬の金額	1株(50円)当たりの年 利益金額(第4表の⑫)			⑫の金額 (⑥×⑦)	⑫-⑬の金額 (⑥-⑬)					
		⑬ 円			⑭ 円	⑮ 円					
	金 額	(イ)の金額	1株(50円)当たりの純 資産価額(第4表の⑯)	直前期末の株式等の 帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	(イ)の金額 (⑨×(⑩÷⑪))					
			⑯ 円	千円	千円	⑰ 円					
		⑱-⑲の金額	利益積立金額 (第4表の⑱の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金等の額を50円 とした場合の発行済株式数 (第4表の⑲の株式数)	受取配当金等收受割合 (⑦)	(ロ)の金額 (⑲÷⑳)×㉑)					
⑲ 千円			㉒ 株		⑳ 円						
㉓の金額(㉒+㉓)		㉑-㉒の金額(㉑-㉒)		(注) 1 ㉑の割合は、1を上限とします。 2 ㉒の金額は、㉑の金額(㉑の金額)を上限と します。							
㉔ 円		㉕ 円									
(類似業種の 50円当たり の修正 比準 価額の 計算)	1株 の 比準 価額 の 計算	類似業種と 業種目番号 (No.)	比準 割合 の 計算	区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の比準価額			
		課税時期の 属する月		月	⑤	円	銭	⑧	円	円	※ ⑳×㉑×0.7 ※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
		課税時期の 属する月の前月		月	⑥	円	銭	⑨	円	円	
		課税時期の 属する月の前々月		月	⑦	円	銭	⑩	円	円	
		前年平均株 価		⑪	円			⑬	円	円	
		課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価		⑫	円			⑭	円	円	
	A(⑬⑭⑮⑯⑰及び⑱) (のうち最も低いもの)	⑲	円			⑳	円	銭	0		
	比準 価額 の 修正 計算	類似業種と 業種目番号 (No.)	比準 割合 の 計算	区分	1株(50円)当たり の年配当金額	1株(50円)当たり の年利益金額	1株(50円)当たり の純資産価額	1株(50円)当たり の比準価額			
		課税時期の 属する月		月	⑤	円	銭	⑧	円	円	※ ㉑×㉒×0.7 ※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
		課税時期の 属する月の前月		月	⑥	円	銭	⑨	円	円	
課税時期の 属する月の前々月		月		⑦	円	銭	⑩	円	円		
前年平均株 価		⑪		円			⑬	円	円		
課税時期の属する月 以前2年間の平均株 価		⑫		円			⑭	円	円		
A(⑬⑭⑮⑯⑰及び⑱) (のうち最も低いもの)	⑲	円			⑳	円	銭	0			
1株当たりの比準価額		比準価額(㉑と㉒) とのいずれか低い方		円 0銭 × $\frac{\text{第4表の④の金額}}{50\text{円}}$		㉓ 円					
比準 価額 の 修正	直前期末の翌日から課税時 期までの間に配当金交付の 効力が発生した場合	比準価額(㉑)		1株当たりの 配当金額		修正比準価額					
	直前期末の翌日から課税時 期までの間に株式の割当て 等の効力が発生した場合	(㉑があるときは㉒) 円+		割当株式1株当 たりの払込金額		修正比準価額					
				1株当たりの割 当株式数		1株当たりの割当株式数 又は交付株式数					
				株) ÷ (1株+		株)					
						㉔ 円					

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. S ₁ の修正計算	相統税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		差引 (①-②)		
		①	千円	②	千円	③	千円	
		帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑨+⑩-⑪の金額)(注)		差引 (④-⑤)		
		④	千円	⑤	千円	⑥	千円	
		評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相統税評価額) (③-⑧)		
		⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円	
		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(相統税評価額) (⑨÷⑩)		(注) 第5表の⑩及び⑪の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
	⑩	株	⑪	円				
	金額	1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑭、⑮又は⑯の金額)		修正後の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (⑪の金額)		/
				⑫	円	⑬	円	
(続)	1株当たりのS ₁ の金額の計算	区分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法				1株当たりのS ₁ の金額	
		比準要素数1である会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円				⑭ 円	
		大会社のS ₁ の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)				⑮ 円	
		中会社のS ₁ の金額	⑫と⑬とのいずれか低い方の金額		Lの割合 ⑬の金額 Lの割合		⑯ 円	
		小会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 (円×0.50) + (円×0.50) = 円				⑰ 円	
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑨+⑩-⑪の金額)(注)		株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑬-⑭)		⑳の評価差額に対する法人税額等相当額 (⑳×37%)	
	⑱	千円	⑲	千円	㉑	千円	㉒	千円
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱-㉑)		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		S ₂ の金額 (㉑÷㉒)		(注) 第5表の⑩及び⑪の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
⑳	千円	㉓	株	㉔	円			
3. 株式等保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰)+㉔)		株式等保有特定会社の株式の価額 (㉕と㉖とのいずれか低い方の金額)			
	㉕	円	㉖	円	㉗	円		